

## (総務部)

### 【子育て部分休暇の新設について】

#### (質問)

市議案第122号勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定について伺います。現行の部分休業の制度では、小学校就学前まで1日30分単位で最大2時間まで部分休暇が取得できますが、どのくらいの常勤職員が取得されているのか、分かる範囲で人数を教えてください。また、休暇取得者一人当たり平均で年間どれくらいの時間、取得されているのか教えてください。さらに、最も取得されている方で年間どれくらいの時間、取得されているのか教えてください。

#### <答弁>

市長部局の常勤のうち令和3年度に部分休業を取得した職員数は136人。(男性20人・女性116人)。一人当たりの年間の平均取得時間は83.6時間、最も取得している職員は年間424時間です。

#### (質問)

今回、お子さんが小学校就学の間も部分休暇を取得できる制度を新設される訳ですが、そのねらいを教えてください。また、対象となるお子さんを小学校6年生までとする理由を教えてください。さらに、他の自治体で、独自に小学校就学後も部分休暇を取得できる制度を創設されている事例は、どの程度あるのか、さらに、小学6年生までとしている自治体はどれくらいあるのか、把握されている範囲で、お答え下さい。

#### <答弁>

現行の部分休業は、子どもが小学校就学前までの期間に取得できる制度であるため、子どもが小学校就学後も引き続き、子育てと仕事の両立がより図れる職場環境づくりを進めるもの。この休暇を新設することにより、働きやすい職場づくりとともに、職員採用における勤務条件のPRや、離職を防止することにも繋がるものと考えています。また、子どもの養育については、一人ひとりの育ちや家庭の状況が異なり、小学校までは保護者による関わりが必要なこともあるため、小学校に就学している間を対象としました。本市において把握している限りでは、子育て部分休暇の制度を設けている自治体は、都道府県と市町村を合わせて24自治体。そのうち、取得期間を子どもが小学校6年生までとしているのは3自治体です。

#### (質問)

部分休暇制度を本市独自で拡充することには反対ではありませんが、一気に小学6年生まで対象を拡大する意義や必要性については、今の答弁では十分に理解できませんでしたが、今後の状況を注視させて頂きたいと思います。ぜひ、今後、どのくらいの人数の職員の方が、お子さんが小学6年生になるまで部分休暇を取得されるのか、調査して頂きたいと思います。

同様に、職員採用における勤務条件のPRとのことでしたが、小学6年生まで部分休暇が取得できることが、どれほどのPRにつながるのか、部分休暇が小学6年生まで取得できることを本市で働きたいと考える一因とされる方がどれほどおられるのか、あわせて調査して頂きたいと思います。さらに、離職率の防止とのことですが、実際、現行の制度下で、お子さんが小学生になり、部分休暇を取得できないことが理由でどれくらいの職員さんが離職されているのか、調べて頂ければと思います。

部分休暇を取得することで、当然ながら就業時間は減ることになります。多くの職員が取得されると、業務全体に支障が生じたり、他の職員が業務過多になったりする懸念がありますが、市の見解と対策を考えておられるのであれば、あわせてお聞かせ下さい。

#### <答弁>

部分休暇の所得となった際は、まずは職場全体で業務をカバーすることを基本とし、業務に支障がある場合には、柔軟に人員補充を行うなど適切に対応したい。

#### (質問)

部分休暇制度を拡充することは否定しませんが、生産性や人材育成の観点からすると、弊害になることも考えられるのではないのでしょうか。例えば、部分休暇という形ではなく、テレワークなど、柔軟な働き方をより可能にすれば、生産性を維持、向上できるかもしれませんし、部分休暇を取得した分、就業経験値の獲得が遅れ、昇給、昇格にも影響が出ることも考えられ、そうすると人材育成が遅れるとも言えるかも知れません。さらに、部分休暇を取得される職員の男女比を見ると、圧倒的に女性職員の方が多く、結果的に女性活躍社会、組織としてのダイバーシティ、インクルージョンの妨げになる懸念もあります。こういった生産性や人材育成、女性活躍社会の推進という点からすると、部分休暇制度の拡充が弊害に繋がりがねないとの懸念や指摘に対する市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

部分休暇を取得することにより、しくみ上、昇給や昇格に影響が出ることはありません。子育てに関する休暇・休業については、「特定の職員に頼らない、チームとして柔軟・効率的に機能する職場となるきっかけともなり得るものであり、さらに、多様な人が働きやすい魅力のある職場として優秀な人材の確保にもつながることが期待される」との考え方も報告されています。このことから、組織全体として、働きやすい職場づくりに取り組むことを通じて、ダイバーシティやインクルージョンの組織風土が醸成されるものと考えています。

#### (意見・要望)

10月末に「豊中の経営戦略を考える」と題して庁内研修がありました。経営戦略会議の経営改革専門委員でもあり、早稲田大学大学院の長内厚教授が講師をされていましたが、その中で、「生産性を上げようとする、行動や考えが画一的になりやすく、多様性(タイバー

シティ)や創造力が損なわれる」といった指摘があったと思います。私は行政だけでなく、どんな組織でも経営や持続可能性のことを考えると、生産性を維持、向上させることは必要不可欠なことだと思っていましたので、正直、すんなりと理解することができませんでした。先程の答弁は、部分休暇を拡充することで、ダイバーシティ、インクルージョンの妨げにはならないし、むしろダイバーシティ、インクルージョンの組織風土の醸成につながる、その上で、生産性も落ちないという内容だったかと思います。生産性を求めることの意義についてや、生産性と多様性の関連については、あらためて伺おうと思いますが、今回の部分休暇の拡充が市役所組織の生産性と多様性にどのような効果や影響を及ぼすのか、注視したいと思いますし、市としてもその点、ぜひ、注視して頂きたいと要望しておきます。加えて、部分休暇の取得は昇給、昇格に影響が出ず、人材育成の妨げにもならないとのことですが、長期間、部分休暇を続けた職員と、全く部分休暇を取得せずに定時で働いた職員で、昇給、昇格に差が生じないということは、よっぽど職員の基礎的能力や業務効率に差があれば別ですが、一般的には少し理解がしづらいです。本当に昇格等に差が生じていないのであれば、職員間で不公平感が生じていないのかさえ危惧しますし、かなりの部分休暇を取得された方が、全く取得されない方と同じペースで昇格した場合、管理職等になられた際に、昇格された職員さん自身がかえって働きづらくならないのかと懸念します。ぜひ、今後、部分休暇の取得と職員の昇給昇格の関連性について、実態調査をして頂きたいと思いますし、部分休暇の取得が本当に昇格をはじめ、人材育成の弊害に繋がっていないのか、定性的にではなく、定量的に分析、評価して頂きたいと要望しておきます。加えて、現行の部分休暇制度で、休暇を取得されている職員の男女比は、圧倒的に女性職員の方が多く、制度の拡充の目的が子育てと仕事の両立がより図れる職場づくりを進め、多様性を高めていくためということであれば、制度の拡充とあわせて、より一層、男性職員の育児参加を促す取り組みや仕組みづくりにも力を入れて頂くことを要望しておきます。

## 【機構改革に伴う本庁舎レイアウト変更について】

### (質問)

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号の機構改革に伴う本庁舎レイアウト変更について伺います。今回5部局6課に対してフリーアドレス化を行われるとのことですが、対象となる課と今回、それらの課をフリーアドレス化することに決めた理由を教えてください。また、部局や課を限定してフリーアドレス化を進める理由を教えてください。いずれは、全ての課をフリーアドレス化にするおつもりなのか、あわせて、教えてください。

### <答弁>

今回の導入課は第一庁舎5階の人権政策課、環境政策課、産業振興課、空港課、コミュニティ政策課及び第二庁舎3階のこども政策課です。フリーアドレス化を希望していた課のうち、機構改革に伴う執務室の変更が必要になった課を対象としました。選定した理由は、機構改革の変更とフリーアドレス化を同時に行うことで、効率的に什器の搬入やレイアウト変更を行うためです。フリーアドレス化については、特に部

局や課を限定しているわけではありません。庁舎レイアウトや既存什器の状況を踏まえながら、本庁舎においては業務端末が固定されているなど、フリーアドレス化になじまない課を除き、原則としてすべての執務室を段階的にフリーアドレス化していきたいと考えております。

#### (意見・要望)

効率的な什器の搬入やレイアウト変更を考慮しながら、フリーアドレス化を進めておられるとのことで理解しました。また、フリーアドレス化になじまない課を除き、原則、全ての執務室を段階的にフリーアドレス化していきたいとのことでしたので、着実にフリーアドレス化を進めて頂くことを要望しておきます。行政総務課で初めてフリーアドレス化され、執務室を見学させて頂いた際に、執務室のどの机にも書類等が全くなく、室内が明るく感じ、大変驚いた記憶があります。フリーアドレス化が進むにつれて、どこの執務室の机の上も同様の状態になることを期待しておきます。

### 【令和5年度組織・機構の改正について】

#### (質問)

市議案第121号豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例の設定について伺います。子どもとその家族への支援体制の充実・強化を目的に、はぐくみセンターを設置され、児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育との連携も図りつつ、子どもやその家庭に対し、確実に支援を行きとどかせるとのことです。子ども健やか育み条例が施行されて来年で10年を迎えますが、条例制定前から、こども未来部と教育委員会との連携、特に教育委員会が如何に関わるかが重要視されてきたと思います。約10年を振り返り、当条例を取り巻くこども未来部と教育委員会との連携や教育委員会のかかわりについて、どのように評価されているか、また、はぐくみセンターが設置されることで、そのような連携や教育委員会のかかわりに、どのような効果が期待されるか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

市では、「子ども健やか育み条例」に基づき、現在、「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン」を策定し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

こども未来部、教育委員会ともにプラン推進の実施主体として、各々が施策を進めるとともに、近年では、こども専用 LINE 相談窓口の運営やいじめ・不登校・児童虐待対策連絡会議における情報共有など、連携による具体的な取り組みを進めてきたところです。

はぐくみセンターにおいては、教育委員会事務局の児童生徒課職員を一部、センター職員に併任することにより、児童・生徒およびその家庭を含む重層的な課題に対し、切れ目なく一体的な支援を進めたいと考えています。

(質問)

こども家庭支援監を新たに配置されるとのことですが、こども未来部長との職責や職務の違いやすみ分けを分かりやすく教えて下さい。こども家庭支援監の配置は、こども未来部長では十分に果たせなかった役割や業務があるとお考えからなのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

こどもの支援については、対象となるこども自身だけでなく、家庭環境などに起因する多様な課題に対する支援が必要となる場合があります。その支援はこども未来部のみで完結するものではありません。こども未来部長は部内職員にしか指揮監督権が及びませんが、こども家庭支援監は市に設置するもので、こども及びその家庭の支援に関する事務に関し、こども未来部のみならず、支援に関係する部局に対して指示や報告の求めを行うなど、必要な場合には関係部局の職員も指揮監督する権限を持ちます。このことにより、支援を必要とする子ども・家庭に対し、確実に支援を届け、徹底的なサポートを行おうとするものです。

(質問)

危機管理課と人権政策課をそれぞれ都市経営部、市民協働部へ移管されます。両課は、これまで、どこの部にも属さない市長直下の組織としていましたが、そのねらいをあらためて教えて下さい。あわせて、市長直下の組織であることで何らかの課題が出てきていたのか、また、独立した組織である必要性がなくなったのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

危機管理および人権文化のまちづくりに関する事務については、全庁横断的に総合的に推進するため、それを担わせる職としてそれぞれ市に監を配置するとともに、組織として危機管理課及び人権政策課を設置しているものです。日常的に直接、監の指揮監督を受ける組織については、組織機構全体の設計を行う中で、これまでは、どの部にも属さない市長の直近下位の組織として編成してきました。今回組織機構の見直しにあたり、監という職について所掌事務に関し必要がある場合は、複数部局の職員への指揮監督権をもつものとして改めて整理を行い、監と市長の直近下位組織の関係性を見直しました。これにより、課組織については、直近下位組織に位置づけるのではなく、いずれかの部局に編入し、当該部局の政策や体制と融合させることで、より一層の施策推進につなげようとするものです。

(質問)

危機管理課を都市経営部に移管したねらいや理由、人権文化政策監を廃止し、人権文化担当理事を新たに配置するねらいや理由をそれぞれ教えて下さい。人権は市のあらゆる施策、事業に関連することから、全庁横断的に総括する人権政策監の役割、職責は極めて高い

ものと思いますが、その役目が終了したとお考えなのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

危機管理課を都市経営部に移管するねらいは、市長等のトップマネジメントを補佐する同部に配置することにより、特に危機事態発生時における情報発信や全庁調整など、都市経営部の機能と融合させることにより対応体制をより一層強化しようとするものです。人権文化政策監の役割や機能については、市民協働部長に引き継がれるものですが、人権文化のまちづくりに関する事務については、引き続き、重要な課題と捉え、特命により市民協働部に部長級の理事職を配置し、施策推進体制の強化を図ろうとするものです。

#### (意見・要望)

組織・機構の改編の効果や課題は実際に新たな体制がスタートしてみないと分からないと思いますので、次年度以降、注視していきたいと思います。特にはぐくみセンターがどのような機能や効果を発揮するのか楽しみです。子育て・子育て支援に関する施策推進に、これまで以上にこども未来部と教育委員会が連携して、取り組まれることを期待しておきます。また、答弁を聞いていると、新たに設置されるこども家庭支援監の権限、職責、役割は極めて重く、どのような方が配置され、子育て・子育て支援に係る部局を全庁横断的に、どのようなマネジメントをされるのか、楽しみにしておきます。

## (都市活力部)

### 【音楽あふれるまち推進事業について】

#### (質問)

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号のうち、音楽あふれるまち推進事業について伺います。1171万5千円で、矢井田瞳さんと日本センチュリー交響楽団による特別演奏会を実施し、音楽あふれるまち豊中のアピールと同楽団の支援を広く市民にアピールするとのことですが、特別演奏会の開催時期や会場等、詳細を教えてください。また、同楽団の支援を広く市民にアピールするとのことですが、特別演奏会は市民に向けて無料で開催されると考えてよいのか、教えてください。

#### <答弁>

矢井田瞳さんと日本センチュリー交響楽団による特別演奏会につきまして、令和5年2月11日の土曜日祝日に文化芸術センター大ホールでの開催を検討しております。この演奏会は、できるだけ多くの皆さまに、音楽あふれるまち・豊中にふさわしい多彩な音楽の魅力に触れて頂く機会を提供するとともに、日本センチュリー交響楽団の魅力をさらに広く知って頂くために、無料での開催を考えております。

#### (質問)

日本センチュリー交響楽団の魅力を広く知って頂く目的もあり、市民限定での演奏会とはされないと伺っていますが、あくまで本市への寄付を財源に開催される訳ですので、市民があまり参加できないといったことが起きないように配慮はして頂きたいと要望しておきます。

今回の特別講演会の開催は、寄付者の意向を尊重して行われるものとのことですが、寄付者の意向に沿えることと、沿えないことがあるかと思いますが、寄付者とは事前にどのような調整をされるのでしょうか。場合によっては、寄付者の意向と市の方針や考えが全く異なることもあるかと思いますが、そういった場合は、ご寄付を辞退することもあるのでしょうか。

#### <答弁>

一般的には、寄付者の意向は、分野別の基金の指定をもって示されるものと考えておりますが、今回のような高額寄付などの場合は、事前に担当部局に相談が寄せられることもございます。こうした場合については、寄付者の思いを丁寧に伺いながら、財務部局との調整し、可能な限り、そのご意向に沿えるような形での活用方法を検討していくこととしております。

#### (意見・要望)

高額寄付など、事前に担当部局に相談が寄せられる場合は、寄付者の思いを丁寧に伺いながら、可能な限り、寄付者のご意向に沿える形で活用方法を検討されるとのこと、一定、理解しました。ただ、寄付者の意向に沿えないだけでなく、市の施策や方針と全く異なる場合や、本市が寄付を受けたことが悪用されたり、本市のイメージを著しく低下させると考えられ

る場合、さらに、社会通念上、寄付を受けることが好ましくないと思われる場合などに、寄付者の意向に関わらず、寄付を断る規定はないようですので、非常に難しいことかと思いますが、そういったケースへの対応策について、昨今の某宗教団体を取り巻く問題も踏まえて、別途、検討しておいた方が良くはないかと意見しておきます。

## 【(仮称) 原田緩衝緑地整備事業について】

### (質問)

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号のうち、(仮称)原田緩衝緑地整備事業の債務負担行為補正について伺います。令和5年度後半の契約締結後から令和9年度までの間に実施する設計・整備工事費に要する経費とのことですが、各業務の経費はどのようにして算出されたのか、教えて下さい。

### <答弁>

公園・造園に関する複数の事業者の見積もりや、市独自での積算などを兼ね合わせました。

### (質問)

入札時の予定価格を設定するために、業者からの見積もり等を参考にされると思いますが、予定価格(上限価格)が低すぎると、市民や市が期待するような魅力的な公園整備が出来ない恐れがありますし、一方で、あまりに予定価格が高すぎると、不要な予算計上や歳出に繋がりがねませんので、確認の意味で質問させて頂きました。

実際に工事が行われるのは数年後かと思いますが、部材費や人件費等は現時点の価格で算出されているのでしょうか。限度額を約20億円と設定されていますが、今後のインフレスライド等によっては更なる対応なども想定されているのでしょうか。

### <答弁>

今回の債務負担限度額の算出は、現時点の部材費や人件費を用いています。契約の際には、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、契約書に明記する予定です。なお、インフレスライド等による変更契約時には、議会にお諮りすることになります。

### (質問)

都市公園の整備事業として、国庫補助金を申請する予定とのことですが、具体的な補助金の名称と、国庫負担の割合を教えてください。

### <答弁>



「社会資本整備総合交付金」、「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業補助金」のいずれかで、国庫負担割合は2分の1です。

**(意見・要望)**

来年度以降、約5年にわたる事業ですし、かなりの額の事業になりますので、順調に事業が進捗し、市民はもちろんのこと、幅広い方々に魅力的な空間、場所になることを期待するとともに、少しでも市費の負担が軽減されるよう、見込んでおられる国庫補助金が、想定通りの負担割合で、活用できることも併せて期待しておきます。

**【デジタル地域ポイント運営業務について】**

**(質問)**

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号のうち、デジタル地域ポイント運営業務の債務負担行為補正について伺います。債務負担額648万円の内訳は、まちかねポイントアプリのシステム利用料とコールセンターの運営経費とのことですが、コールセンターは誰が、どのようにして運営されるのでしょうか。また、どのような方が、どのような内容でコールセンターを利用されると想定されているのでしょうか。

**<答弁>**

コールセンターの運営は、マチカネポイントアプリの開発元であり、仕組みを理解しているフェリカポケットマーケティング株式会社を予定しております。コールセンターの利用は、市民からのマチカネポイントアプリの使い方やポイント取得の方法などのほか、加盟店舗からの問合せを想定しております。

**(質問)**

契約形態は今年度と引き続き、フェリカポケットマーケティングとの随意契約を予定しているとのことですが、契約期間を教えてください。また、随意契約にする理由も教えてください。

**<答弁>**

契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間を予定しております。現在、利用しているシステムは、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発したものであり、データベース構造及びシステム構成を熟知している同社での運用が必要不可欠なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を予定しております。なお、今年度を実施した公募型プロポーザル時には、業務の継続性を鑑み、令和5年度以降の運用コストなども勘案した上で、業者選定を行っております。また、次年度以降についても、単年度ごとに3回までを限度として、契約を締結するものとしております。

### (意見・要望)

来年2月末でデジタル版家計応援券が終了しますので、マチカネポイントアプリも、デジタル地域ポイント事業も来年3月以降が正念場になると思います。マチカネポイントアプリは、加盟店舗にとっては、手数料がかからず利用できるメリットはあるものの、消費者は他のキャッシュレス決済と比較して、使い勝手やポイント等のメリットが高いものを選択すると思います。来年度以降、マチカネポイントアプリを利用するお得感やメリットを示せなければ、利用者は減り、利用者が減れば、事業評価が下がり、事業評価が下がれば、予算が削られる、予算が削られれば、利用者がお得感を感じなくなり、利用者が減るといった悪循環に陥ることを危惧や懸念します。令和5年度の事業全体にかかる予算については、来年3月議会に当初予算として計上されるとのことですが、可能な限りポイント付与費に予算が充てられ、そのような危惧や懸念が杞憂に終わることを期待しておきます。

## 【豊島温水プールのボイラー更新について】

### (質問)

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号のうち、豊島温水プールのボイラー更新について伺います。既存のボイラーを2台併せて更新することですが、予定されている工事期間を教えてください。また、工事期間中は、プールは使用できないのか、併せて教えてください。もし使用できない場合は、工事期間とあわせて休館期間を市民に周知する必要があると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

ボイラー更新に係る工事期間は、機器の発注から納品までに約4か月を見込んでおり、ボイラーの更新作業に伴ってプールが使用できなくなる期間は3日間で、定休日に加えて2日間の臨時休館を予定しています。工事日をできるだけ早く確定させ、館内掲示やホームページ等により休館期間について十分市民に周知できるように努めてまいります。

### (質問)

環境省が策定している温室効果ガス排出抑制等指針には、ボイラーの使用状況を確認し、エネルギー消費効率の高い機器を導入したり、置き換えたりすることで、使用エネルギーの低減につながるといった対策メニューが示されています。今回のボイラーの更新工事に関しては、そういった温室効果ガス排出抑制を踏まえた機器の発注は検討されているのでしょうか。

### <答弁>

ボイラーの更新によって稼働の安定性が損なわれることのないよう機器を発注することを基本といたしますが、既存の機器の熱効率89%に比べてエネルギー消費効

率がより高い機器に置き換える予定としております。

**(意見・要望)**

本来、2台を稼働させて水温調整をするところを、1台で行っておられ、なおかつその1台もかなり老朽化してきているとのこと。故障等のトラブルで稼働できず、臨時休館を余儀なくされるようなことにならないように、議決後、速やかに業者選定や発注を行って頂き、ある程度、想定されている時期にボイラーの更新工事が滞りなく完了されることを願っておきます。また、稼働の安定性を最優先に考えらえることは当然のことと思いますが、環境面への配慮も一定、意識して進めて頂ければと意見しておきます。

## **(都市経営部)**

### **【市ホームページへのアクセス集中による閲覧障害の回避について】**

#### **(質問)**

市議案第110号豊中市一般会計補正予算第14号のうち、大阪府自治体情報セキュリティクラウド CDN サービス提供業務の債務負担行為補正について伺います。本サービスは、災害時など市ホームページへのアクセス集中による閲覧障害を回避するためのサービスとありますが、実際、どれくらいの数のアクセスが集中すれば、閲覧障害を起こす可能性があるのか、教えてください。また、参考までに過去に市ホームページへのアクセスが最も集中した際のアクセス数を教えてください。

#### **<答弁>**

**豊中市長選 (2018年4月23日23時) 最大29912件**

**吹田拳銃事件 (2019年6月16日16時) 最大29868件**

**コロナ市内初 (2020年3月7日22時) 最大27617件**

**台風21号 (2018年9月5日15時) 最大18309件**